われわれの闘いはこれからだ！

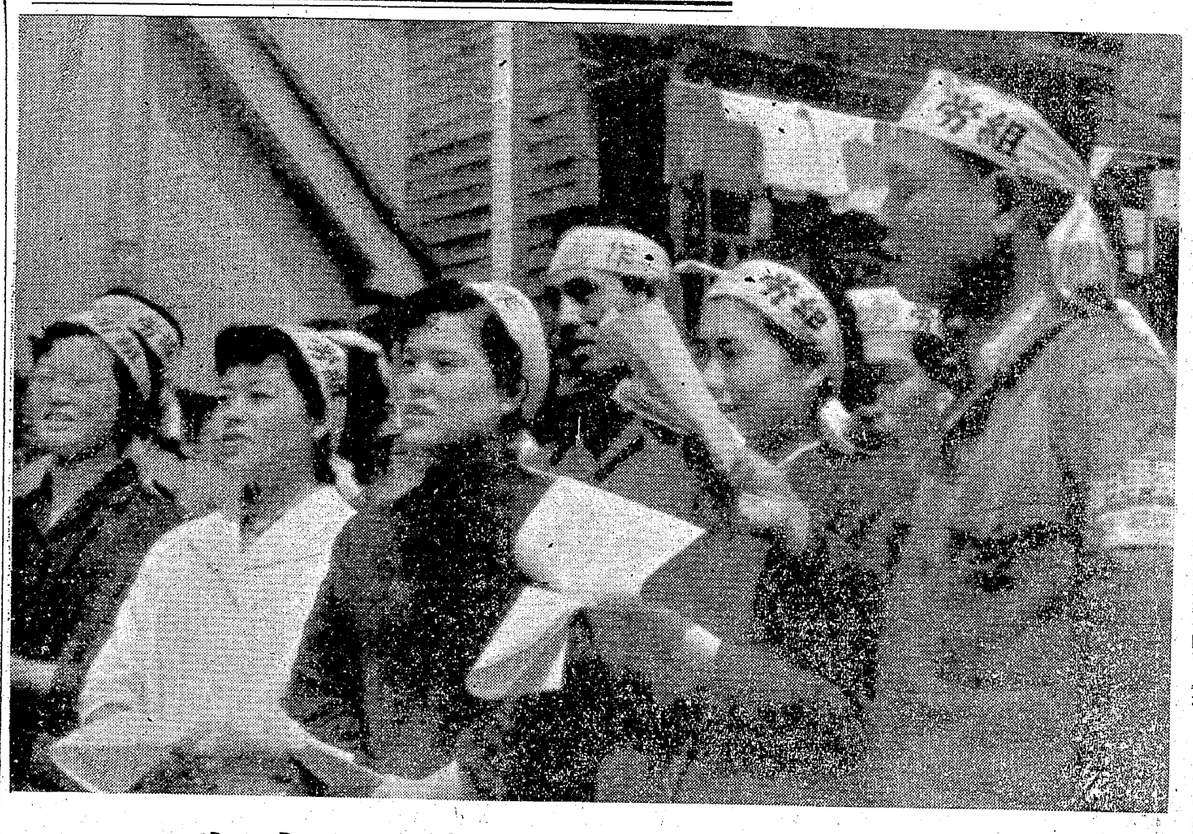

……歌声は勝利の力！……（製作所で）

みいけ
発行所
三池炭鑛勞働組合
大牟田市不知火町
電話3033番
炭電 528 474 番
編集兼発行人　山本博資
印刷所　三鉱勞組印刷工場
三鑛勞組機関紙

強行就勞（美唄・砂川）問題は今後の闘いに…

炭勞賃闘妥結す

三鑛連は組織強化闘爭へ突入

炭勞賃闘は四月一日基本的問題について妥結、直ちに各企業別の対角線交渉により附帯事項の交渉に入つたが、三井の十七日の賃金カット、十九日の美唄、砂川の強制就勞賃金補償問題が解決しないため炭勞は二日ストライキ中止の指令を発し、三井の問題は炭勞の責任に於て今後解決することとし、炭勞は三鉱連に対し三百五十万円の資金カンパを決定すると共に今後の支援態勢を強化することになつた。また三鉱連組織強化闘爭につき三池に対し炭勞スト中止後直ちに停止中のストに復元するよう指令すると共に中闘を招集した。三鉱連組織強化の闘いは敵の不遜にして挑発的な態度からして必然的に長期化するであろうが三鉱連大山は更に磐石の態勢を固め必勝を期している。

中山会長勞使の意向を聴取

強硬が不調に終つたため炭勞爭議のなりゆきをみていた中山中勞委会長は、二十九日亀井事務局長を通じ「炭勞と懇談したい……」と申し入れてきたが、午後一時半炭勞から古賀事務局長が出向き懇談し次のような応答が交わされた。

中山　現在の状況はどうなつているか……。

古賀　長期態勢確立のため三五号指令を出している……。

中山　早期解決のため団交再開に応ずる考えはあるか……。

古賀　炭勞として早期解決に努力しているが、相手があることで一方の考えのみでは進まない。

中山　早期解決のための交渉開始に炭勞は応じられるか……。

古賀　早期解決はわれわれの考えだが機関に諮り正式に回答したい。

また午後四時には早山石炭経協専務理事をそれぞれ中勞委に招き事情を聴いた。

炭勞は午後四時から戦術委員会を開いたが、引続き在京中斗委員会を招集し中山会長の意向について討議を重ねたのち、交渉の結果がどのようなものとなるかは別として交渉再開の意志がある旨を中山会長に回答した。

一方経営者側は中山会長の意向打診に対し当日は、各社の意向を質した上で回答したいと態度を保留した。

更に炭勞は三十日午前十時から戦術委員会を炭勞本部で開き、各地方情勢を始め現状分析を行い、午後一時から第十七回中闘委員会を招集し次の決定を行つた。

一、地方情勢としては長期態勢はあるもの、早期解決を望んでいる。

二、中勞委打診に対する二十九日の在京戦術委員会、中斗委員会の決定を確認する。

三、今後の対策として

1地方で要請のあつた戦術強化は早期解決のためのものであるので、今後の交渉進展の中で考えて行く。

2交渉委員を増員する（会社側に対し少くとも各社一名の出席を要請）炭勞もこれに対応する人員とする。

3この交渉団には相当大巾な権限を付与する（会社側も最終的には社長会議に諮つた上で という為り、会社側と同様な権限）

中山会長交渉再開を勸告する

同日午後四時半中山会長は労使双方の自主的解決の意志があるかどうか再度意向打診を行つてきたので、炭勞は早期解決のため団交に応じる旨を回答した。

然し会社側は「早期解決の意志には変らないが、斡旋案を受諾しているので先ず炭勞にこれを呑んでもらいたい。それでないと話が進まない」と主張し、炭勞の「呑まないから拒否した。これを呑んでからということでは話にならない」という意見と対立したため、中山会長から「事態を解決するということで新提案を出すから再開、炭勞は「事態を早期に解決するため団交再開を考えたらどうか……」という提案があり、炭勞はこれを諒承、会社側は各社と協議の上午後七時半中勞委に対して「中山会長より正式に勧告があれば交渉に応ずる」と回答したので、午後八時半正式に交渉再開の勧告があつた。

炭勞は斡旋案をのめ

團交再開するも決裂

三月日午後十時四十五分から日比谷自活会館石炭経営者協議会で、中勞委会長の〝事態解決のための団交再会の勧告〟に基く団交を八社ブロック、九共斗ブロック別にそれぞれ開き交渉委員の確認を行い休憩に入つた。

三十一日午前零時半から再開、炭勞は「事態を早期に解決するため団交再開を考えたらどうか……」という提案があり、炭勞はこれを諒承、会社側は各社と協議の上午後七時半中勞委に対して「中山会長より正式に勧告があれば交渉に応ずる」と回答したので、午後八時半正式に交渉再開の勧告があつた。

第二次案を受諾

附帯事項の交渉に入る

三十一日交渉決裂後中山会長は労使双方を招き再斡旋を受ける意志があるかどうか質したが、炭勞は午前十時から中闘委を開き検討した結果「中山会長の斡旋に協力する」との態度を確認し、午後二時阿部委員長が中勞委へ回答した。

また会社側も十三社の社長会議を開き組合側と同様の態度を決め中勞委に回答した。

そこで中山会長は午後二時から六回にわたる仲介折衝の結果、午後八時十分次の通り斡旋案を提示した。

1 前回斡旋案のほか事態収拾として別途十二百円を支給する。

2 職員給与については別途協議する。

3 賃金に関する基本的問題はこれで打切り、諸休暇、月額手当賃制就勞取扱など具体的な事項は早期解決のためのものであるので、今後の交渉進展の中で考えて行く。

2交渉委員を増員する（会社側に対し少くとも各社一名の出席を要請）炭勞もこれに対応する人員とする。

3この交渉団には相当大巾な権限を付与する（会社側も最終的には社長会議に諮つた上で という為り、会社側と同様な権限）

中山会長交渉再開を勸告する

同日午後四時半中山会長は労使双方の自主的解決の意志があるかどうか再度意向打診を行つてきたので、炭勞は早期解決のため団交に応じる旨を回答した。

然し会社側は「早期解決の意志には変らないが、斡旋案を受諾しているので先ず炭勞にこれを呑んでもらいたい。それでないと話が進まない」と主張し、炭勞の「呑まないから拒否した。これを呑んでからということでは話にならない」という意見と対立したため、中山会長から「事態を解決するということで新提案を出すから再開、炭勞は「事態を早期に解決するため団交再開を考えたらどうか……」という提案があり、炭勞はこれを諒承、会社側は各社と協議の上午後七時半中勞委に対して「中山会長より正式に勧告があれば交渉に応ずる」と回答したので、午後八時半正式に交渉再開の勧告があつた。

炭勞は斡旋案をのめ

團交再開するも決裂

三十